

## 蟹江町 における「活躍の場」のご紹介

### 研修修了者の「活躍の場」について

なし（下記「留意事項」を参照）

### 留意事項

海部南部圏域では、市民後見人の養成に関して、愛知県による養成研修実施の通知がなされる以前の令和4年度より検討を始めました。今後の計画では、令和6年10月に、市民後見人に関する講演会を開催し、普及啓発を始め、令和7年度より募集及び養成を開始する予定でした。

また、現時点において愛知県市民後見人等養成研修の実施につきましては、研修修了後から市民後見人選任まで流れについて、以下の内容が決定していないことも不安要素となるため、今年度の研修を辞退させていただき令和7年度の研修から参加したいと考えています。

- ・県による養成講座修了後、当圏域独自の研修を追加で行うのか。
- ・法人後見の支援員等の実務を体験するなど実習を行うか。
- ・全課程を修了した後、圏域の名簿に掲載するための選考をどうするのか。
- ・後見申立と同時に市民後見人の選任がなされることは、現状においてきわめて困難と思われるため、法人後見からのリレー方式（リレー後は法人が後見監督人に就任）が現実的だと考えられます。その際も、一定期間法人後見支援員として支援し、本人とのマッチングや適正を判断した後に辞任選任により交代するのか、支援員という過程を経ずに交代するのか、選任までのロードマップが未決定であること。
- ・法人後見辞任と市民後見人選任を申し立てる際、第三者機関の関与が望まれるのか。
- ・そもそも当圏域における市民後見人の定義、活動指針といった要項が未決定であり、活動マニュアル等の手引き及び書式も作成できていない。
- ・修了者の中で、活躍の場が決定されていない方へのフォローアップをどうするのか。
- ・市民後見人養成に関し、広報啓発、養成研修に関する事務、受講生の管理から後見監督事務に至る予算をとっておらず、人員も確保できていない。

以上の理由から、海部南部圏域における市民後見人像を明らかにし、養成後の体制を整備した上で、令和7年度より愛知県による養成研修に参加する予定とさせていただきます。

### 問合せ先

蟹江町学戸三丁目1番地

TEL:0567-95-1111 FAX:0567-95-9188

アドレス: jumin@town.kanie.lg.jp

海部南部権利擁護センター

TEL:0567-69-8181 FAX:0567-69-8180

アドレス: shien@amanankenri.net